

提供日 2022/12/28
 タイトル 県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」の融資要件緩和
 担当 経済産業部 商工業局商工金融課
 連絡先 制度資金班
 TEL 054-221-2525



(要旨)

国は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要や前向きな取組みに対する資金需要等に応えるため、令和3年度に創設した「伴走支援型特別保証」の要件緩和を行う。

このため、県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」の融資要件を緩和する。

○改正内容

(1)「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」

| | 現行 | 拡充（要件緩和）後 |
|----------|---|---|
| 融資要件 | ①SN4号の認定 (売上高減少率20%以上) ②SN5号の認定 (売上高減少率15%以上) ③普通保証を利用するもの (売上高減少率15%以上) | ①SN4号の認定 (売上高減少率20%以上) ②SN5号の認定 (売上高減少率5%以上) ③普通保証を利用するもの (1)売上高減少率5%以上 (2)売上高総利益率5%以上減少 (3)売上高営業利益率5%以上減少 |
| 融資枠 | 県コロナ枠と合わせて500億円 | |
| 融資限度額 | 1億円 | |
| 融資期間（据置） | 10年（5年） | |
| 基準金利 | 1.97%（SN4号） 2.07%（SN5号、普通保証） | |
| 利子補給率 | 0.47% | |
| 融資利率 | 1.50%（SN4号） 1.60%（SN5号、普通保証） | |
| 保証料率 | 0.20%（SN4号、SN5号） 0.20%～1.15%（普通保証） | |
| 取扱期間 | 令和3年4月1日～令和5年3月31日※ (融資要件の緩和 令和5年1月10日～) | |
| その他条件 | 経営行動計画を作成し、金融機関が伴走支援 | |

※令和5年度については、資金を継続する方向で調整中